

東大阪市一般廃棄物処理基本計画（素案）のパブリックコメントで 寄せられた意見とそれに対する本市の考え方（案）

実施期間：令和2年12月15日（火）～ 令和3年1月15日（金）

NO	意見の概要	本市の考え方
1	特にプラスチックについてはごみの総量削減と同時に取り組むべき事柄だと思います。私たちが今考えなければならない事に、ゴミの有料化です。ごみ袋を自然由来の分解素材で作ることによって、プラゴミ削減にもなり、先例からみても2割ぐらいゴミが減量されると聞きます。未来を考えると取り組むべきことのように思います。	本市では、令和元年8月に東大阪市プラスチックごみゼロにトライ！宣言を行い、プラスチックごみの削減につとめております。本計画においても、プラスチックごみの削減を重点プロジェクトとして掲げ、使い捨てプラスチックの発生抑制、プラスチック製容器包装の分別排出の徹底を中心に、プラスチックが使用されるあらゆる場面で代替策を提案し、市民・事業者・各種団体と協働で取り組みを推進してまいります。 また、本市では、平成30年8月より大型ごみ収集の有料化を開始し、ごみの減量効果について検証を行っているところです。他の家庭系ごみについても、社会状況等を鑑みた上で、あり方について検討してまいります。
2	一般ごみ回収時のプラスチックごみ袋は再生可能な袋の利用を考えていますか？ 20年前にドイツに視察した時から、有料で再生可能な袋を提案しております。 袋の大きさも大・中・小で価値も異なります。	なお、家庭系ごみの有料化における手数料の徴収方法としては、多くの自治体が指定ごみ袋制度を採用しておりますが、環境負荷の少ないごみ袋の活用など、いただいたご意見は今後の施策立案・検討の参考とさせていただきます。
3	プラごみゼロの実現に向けて、レジ袋が有料化されました。マイ袋が常識になりつつあります。しかし、家庭のごみ出しはプラ袋に入れて密封して出す必要があります。手持ちの紙袋を使う方法もありますが、それにも限界があります。今まで無料提供だった紙袋も、なぜか有料にした店舗が多いのです。なので、いやでもプラ袋を購入する必要が生じているのが現実です。早急にごみ出しの為のバイオマスのプラ袋を市が提供する必要があるのではないのでしょうか。その袋でないとごみ出し出来ないルールにすべきです。有料が良いと思います。450用を含め2～3種類作る必要もあります。450用を必要としない家庭もあります。でなければ、プラごみゼロの宣言が無意味なものになるのではないのでしょうか。	

4	<p>ペットボトルをスーパーまで持っていっているが、通勤で地下鉄を使うので、毎日のついでで出せるので、回収場所を設けてほしいです。</p> <p>出しやすい回収場所を沢山作ってほしい。</p> <p>醤油ボトルや魚を入れる白色トレイなど色々回収してほしい。</p>	<p>本市では、ペットボトルを月に2回、プラスチック製容器包装を週に1回収集しておりますが、拠点回収の拡充など資源ごみの分別収集を補完する仕組みづくりを進めてまいります。</p> <p>なお、ペットボトルや白色トレイ、それ以外の資源化物については、店頭回収している小売店舗もございます。今後、継続して情報収集を行い、店舗と連携して情報提供の充実にも努めてまいります。</p>
5	<p>環境に優しい製品の普及も周りに先駆けてやってほしい。</p>	<p>環境に配慮した製品の率先調達や市民への情報提供、利用促進を行い、製品の普及啓発に努めてまいります。</p>
6	<p>公共施設で設置している自動販売機の撤去をお願いします。電気量使用料はもちろん、プラごみのもとです。温暖化防止としても必要です。</p>	<p>自動販売機は市民の利便性向上のため、設置しています。今後は省エネ型の自動販売機や、ペットボトル以外の商品を販売する自動販売機の導入など担当部局と協議してまいります。</p>
7	<p>福岡方式の段ボールコンポストで、飼料づくりをし、家庭栽培で頑張っている若者もおり「生ごみプロジェクト」として広がっています。</p>	<p>家庭から排出される生ごみの減量については、これまで水切りの方法やコンポストの作り方なども啓発してまいりましたが、いただいたご意見を参考に今後も引き続き普及啓発に努めてまいります。</p>
8	<p>「処理困難物の処理について、業界団体による適正処理や、販売店での引き取りなど、事業者に協力を求めます。」と記載されているが、平成20年6月環境省通知において「市町村の一般廃棄物処理責任の性格」として市町村が一般廃棄物の処理について総括的な責任を有するものと示されていることより、一般廃棄物については全て市が収集を行い、処理困難物については積極的に委託処理を活用して適正処理がなされるべきである。</p>	<p>処理困難物の処理について、リチウムイオン電池やガスボンベなどが原因でごみ収集車や東大阪都市清掃施設組合の施設内でも火災が起こっております。また、処理を専門業者に委託しなければならないものもあり、財政的な負担も大きくなっております。ご意見の通り、一般廃棄物の処理については市町村が総括的な責任を有するものと示されておりますが、拡大生産者責任の考え方のもと、事業者に対して協力を求めていきたいと考えております。</p>
9	<p>ごみ手数料について、社会的な情勢及び処理原価との整合性を考慮した上で、実態に沿ったごみ手数料の検討を行います。と記載されていますが、</p> <p>①「社会的な情勢」とは、具体的に何のことですか？</p> <p>②「処理原価との整合性」とあるが、P22の事業費を見ると、現在の事業系ごみ処理手数料とは、大きくかけ離れており、整合性があるとは考えにくい。処理原価を十分に考慮し、実態に沿った検討をお願いしたいです。</p>	<p>①国等の法律や計画・指針等の状況、他自治体の動向や経済状況などを示しております。</p> <p>②ご指摘のとおり、ごみ処理手数料が実際のごみ処理費用と乖離していることから、近隣自治体の動向を注視したうえで適正化に努めてまいります。</p>

※寄せられた意見により計画素案に修正を加えた箇所はございません。